神 経 西 第 543 号 令 和 7 年 11 月 14 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)		神戸市
		(28100)
地域名 (地域内農業集落名)		神出地区
		(小束野集落)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年11月14日
		(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、小束野地区では、主食用水稲のほか、野菜栽培などの近郊農業が行われている。後継者が不在である 農地も多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。

- ・農家の大半が兼業農家のため、作業が休日しかできず、水稲しかつくれない。
- ・水利費をはじめとする管理費・固定費が高く、農地を貸し出したとしても所有者負担による経費がかかるため、 農地を所有することに負担感がある。
- ・農家の高齢化と人口減少を起因として、法面や畔等の草刈り作業が困難になってきている。
- ・農業での収入や機械や資材の高騰をはじめ、労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、今後の農地の管理に不安がある。
- ・ほ場整備を行った農地が多く、水稲の作業は比較的やりやすい。しかし、整備の際に石が多く混入していたり、 畔からの水漏れなどが発生している農地もある。
- ・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業を辞めざるを得ない農業者もいる。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており、農業を継続することが困難になってきている。
- イノシシやアライグマが作物を荒らす被害が多くなってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲や軟弱野菜を主要作物としつつ、個々で高収益野菜や果樹・果実野菜(イチジク等)、花、飼料用米などの生産を実験的に行いながら、栽培方法を確立する。
- ・耕畜連携による堆肥提供等のコストカットや有機農業への取組、生産物を加工して販売する等の六次産業化に ついて検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い 農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企
業の農業への参入をすすめていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、営農を継続する人のためのエリアと今後の営農が難しいエリアとの棲み分
けを行い、段階的に集約化をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農や農業の担い手同士の機械の共同購入や共同利用ができる取り組みを検討する。
・観光農園や農地付き住宅の斡旋、定期的な農業イベントを実施しながら、移住定住者が農業・地域の担い手と
なってもらう機会を増やす。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】
・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項